

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日の翌  
日)

## 目 次

◇規 則 雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則を廃止する規則

◇告 示 肝てつ検査等の実施  
解除予定の保安林

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良区の役員の就退任

土地区画整理事業の施行の認可

都市計画事業の認可

◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施

## 規 則

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十四年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第七十号

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則を廃止する規則

雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県規則第五十二号)は、廃止する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第七百七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査及びひな白痢検査を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ症及びひな白痢予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 肝てつ検査

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏  
 四 実施の期日 別表のとおり  
 五 検査の方法

- 1 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 2 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月 十一日	溝口町	上代、畑地、間地検診場
" 十二日	"	福居、焼杉、二部 "
" 十六日	江府町	御机 "
" 十七日	"	美用、小原、杉谷 "
" 十八日	"	下蚊屋、助沢 "
" 十九日	"	宮市、宮市原、貝田 "
" 二十二日	日野町	門谷、濁谷、横路 "
" 二十三日	"	板井原、金持、倉谷 "
" 二十四日	日南町	多里、宮内、矢戸 "
" 二十五日	"	三栄、霞、丸山 "
実施期日	実施区域	実施場所
十二月十七日	淀江町	各鶏舎
" 十八日	"	"

鳥取県告示第七百八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字東園字東新田林六二四の一、六二四の三から六二四の五まで、字中新田林六三九、六四〇、六四一の一、六四二、字西新田林六四六(以上九筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗



理事	山根昭二	八頭郡八東町大字島一七〇	
島土地改良区			
就任した役員の名及び住所			
日就任	任期三年		
昭和四十四年十月十三日通常総会において総選挙の結果当選し十月十三			
監事	加納倍男	一四六	
北尾久芳	四六四		
加納左右	三七二		
北尾成就	五一四		
竹本俊	四一九		
坪内忠良	三九三		
竹本英一	三八一		
成田勇	四一七		
松本清	北方七二六		
伴藤与一	七六六		
陶山高	四八四		
遠藤常治	七五五		
瀬尾仲次郎	猪子路二六九		
井原浩二	福成二〇七五		
田辺宗之	原七三四		
坪内包彦	三六八		
松本敏満	北方七二三		
岡田利雄	猪子路一七		

理事	山本梅敏	倉吉市鴨河内四六九番地	
向井幸樹	一〇五一番地		
米田実夫	一〇〇八番地		
米田近造	一〇〇五番地		
万治義治	一一一三番地		
若本熊治	三七八番地		
黒田常夫	一一二七番地		
猪川良徳	一〇七八番地		
馬西明德	一一〇五番地		
西村進	四〇二番地		
昭和三十四年十月二十日設立認可申請人が選任	任期第一回通常総会まで		
監事	田中貫道	二五二	
浅井君丸	一五二		
保木光男	一五八		
中島幸一	二〇九		
山根寛	二四二		
田中唯之	二一九		
竹内吉造	一八二		
山根賢太郎	二七一		
	二一五		
昭和三十四年十月十日設立認可申請人が選任	任期第一回通常総会まで		
若土地改良区			
就任した役員の名及び住所			

米ヶ原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡本文吉 倉吉市国分寺  
辞職により退任

倉吉市国分寺土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 岸本憲太郎 倉吉市国分寺

小谷 貢

小谷 礼次郎

松本文市

池田利康

小谷定好

大庭米蔵

岸本敦敏

監事 小谷寿雄

小谷庸理

福永 潔

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小谷辰蔵 倉吉市国分寺三二四

小谷 礼次郎 二九四

小谷 貢 三二一

小谷 為行 八六ノ二

小谷 鶴蔵 二七〇

万場 百市 二六一

福永 潔 福光六二五

松本 幸男 国分寺二四〇

小谷 寿雄 一一七

徳田 早苗 福光四四二

岸本 猛 国分寺二三八

昭和四十四年三月二十三日通常総会において総選挙の結果当選三月二十三日就任 任期二年

鳥取県告示第七百一十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条一項の規定に基づき、寿団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十四年十二月五日から

昭和四十五年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市西品治の一部

四 土地区画整理事業の名称

寿団地土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地

六 施行認可の年月日

昭和四十四年十一月二十九日

七 施行者の住所

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地

八 事業年度

昭和四十四年度

九 公告の方法

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地 鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

鳥取県告示第七百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称 境港市

二 都市計画事業の種類及び名称 境港都市計画道路事業二等大路第一類

第一号樋ノ上川線

三 事業施行期間 昭和四十四年十二月五日から

昭和四十六年三月三十一日まで

四 事業地 境港市明治町馬場崎町及び上道町字下頭黒

鳥取県告示第七百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称 境港市

二 都市計画事業の種類及び名称 境港都市計画道路事業二等大路第三類

第二号産業中央線

三 事業施行期間 昭和四十四年十二月五日から

昭和四十六年三月三十一日まで

四 事業地 境港市浜ノ町及び蓮池町

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十一号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月五日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十四年十二月十三日 午前十時から

米子市桃町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市朝日町六四

米子市朝日町四七

米子市灘町二の一八五

東伯郡東伯町大字徳万一六二

上 田 博 康

西 村 美 智 子

田 淵 二 文 子

東 元 勝 枝